

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策をはじめ、国土強靱化と防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の地方の一般財源総額は昨年度を上回る規模となったものの、増加の主な内容は幼児教育の無償化等、国の施策に対応するための財源であり、地方単独分はほぼ横ばいとなっている。また、地方交付税に関し、いわゆるトップランナー方式の適用の拡大に向けた動きも継続しており、地方公共団体の実情に対する十分な配慮を求める声も上がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 3 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の維持・構築のために継続・拡充すること。